

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
1	03出雲	01_地域福祉施策	01_民生委員	民生委員の定数見直しについて	<p>高齢化率、世帯数、福祉人数の問題、地域の土地の利便性など、同じ地域でもいろいろある中で、取り沙汰されている民生委員の役割がどこまでかということについて、一度関わると地域の福祉組織、行政にどうつなげるか、どうやって切るかというのはなかなか難しい問題。</p> <p>また、地域コミュニティーの希薄化ということも大きな問題になっている。</p> <p>定数というのをどうやって決めていくかということで、説明では、削減ではなく、必要などころには必要な定数を置くという話であり、そのあたり現場の気持ちも十分汲み取って検討願いたい。</p>	<p>検討委員会では、民生児童委員の活動の負担を軽減を図っていくことも、定数の見直しと併せて取り組んでいる。</p> <p>今回、いろいろな活動を網羅し、本来民生児童委員の仕事かどうかという検証を含めて事例集を作り、民児協へ配り、地域で点検のうえ答えを返していただいているところ。</p> <p>基本的には民生児童委員だけにいろいろなことを担わずということではなく、いろいろな組織を使って連携し、軽減を図っていくことも併せて取り組んでいるので、意見をいただき検討していきたいと考えている。</p>	<p>民生委員の定数算出のための基準について島根県の実態に即した形に改め、これをもとに各市町村と協議の上、必要な定数を決定した。</p>	地域福祉課
2	03出雲	01_地域福祉施策	01_民生委員	民生委員の定数見直しについて	<p>定数等の見直しを進められるにあたり、民生委員の定数や地域における協議会の組織規模を、単に数値のみで決定することなく、地理的条件や地域の実情等を考慮し、地域に配慮した見直しを進められたい</p>	<p>県内の民生児童委員、社協、行政で構成する「これからの民生児童委員のあり方に関する検討会」を設置し、平成23年3月から約1年をかけて、業務負担の軽減、活動しやすい環境づくり、定数のあり方を検討してきた。</p> <p>本県には様々な地域があり、一律の基準により機械的に定数を決定することは適当ではなく、今後、市町村に地域の実情や将来ビジョンを聞いた上で、すべての地域で福祉活動が円滑に行われるよう、真に必要な委員数、単位民生児童委員協議会数を確保していく。</p>	<p>民生委員の定数算出のための基準について島根県の実態に即した形に改め、これをもとに各市町村と協議の上、必要な定数を決定した。</p>	地域福祉課
3	04県央	01_地域福祉施策	01_民生委員	民生児童委員定数について	<p>平成25年に民生児童委員の一斉改選があるが、現在、県では定数削減に向けた協議が進みかけている。</p> <p>定数削減が行われることのないよう、現行定数を維持していただくよう強く要望する。</p>	<p>広い本県には様々な地域があり、一律の基準により機械的に定数を決定することは適当ではなく、今後、市町村に地域の実情や将来的な考え方をお聞きした上で、すべての地域で福祉活動が円滑に行われるよう、真に必要な定数を確保していく。</p>	<p>民生委員の定数算出のための基準について島根県の実態に即した形に改め、これをもとに各市町村と協議の上、必要な定数を決定した。</p>	地域福祉課
4	04県央	01_地域福祉施策	01_民生委員	個人情報の取り扱いについて	<p>あり方検討会において、個人情報保護条例を併せて検討するということがなっているが、検討は、厚生労働省から通知等が出たあとに行うこととなった。</p> <p>その後、厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知があったと聞いたが、それを受けて現在どのような方向で進捗しているか尋ねたい。</p>	<p>この度、国において、必要に応じて本人同意なしに民生委員へ個人情報を提供している市町村の事例集が作られたので送付する予定。</p> <p>県としては、地域住民が安心して暮らせる地域づくりを行っていくために、民生委員が地域で円滑な支援活動ができるよう、今回紹介された事例を参考として、民生児童委員に必要な個人情報が適切に提供されるように市町村にお願いしていきたいと考えている</p>	<p>民生委員が個人情報を取り扱う場合の留意点を県においてとりまとめ、提供する。</p>	地域福祉課
5	04県央	01_地域福祉施策	01_民生委員	民生児童委員の業務の手引きについて	<p>業務の手引きについて検証を行っているが、それを作って終わりではなく、その活用の仕方も当然だが、実施する場合に民生委員だけが知っているのではなく、関係機関が十分理解していかないと提言にならない。</p>	<p>検討委員会において、民生児童委員の活動について、本来業務であるのかどうか、専門機関の業務か等、いろいろな事例を収集した事例集を作り、市町村並びに民生児童委員協議会で点検をお願いしている。今後、この回答を整理し、最終的な事例集として配布する予定。</p>	<p>年度内に民生児童委員活動に関する事例集を印刷し、民生児童委員のほかに市町村へも配布する。</p>	地域福祉課
6	04県央	01_地域福祉施策	01_民生委員	民生児童委員定数について	<p>島根県独自の民生児童委員の定数について検討中であるが、美郷町のような山間僻地には、算出方法に国の配置基準の「70～200世帯毎に」をあてるには無理がある。</p> <p>委員宅から20km離れた地域を担当する委員もいる。</p> <p>担当（活動）面積が広いため、山間僻地は下限「70」をさらに下げてあてるよう検討していただきたい。</p> <p>委員定数は現状維持を望む。（意見のみ）</p>		<p>民生委員の定数算出のための基準について島根県の実態に即した形に改め、これをもとに各市町村と協議の上、必要な定数を決定した。</p>	地域福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
7	04県央	01_地域福祉施策	01_民生委員	民生児童委員の活動費について	住民支援には移動のためのガソリン代や電話代がかさむため、県教員に僻地手当があるように、活動費に加算を希望する。	民生委員の活動に対する報酬は民生委員法により支給しないと規定されており支払っていないが、交通費・通信費等の活動に伴う経費については、地域や委員一人ひとりの活動の範囲や、活動内容、頻度に関わりなく民生委員手当として、全ての民生委員に一律に支給している。 地域による加算を設けることは困難であるが、昨年度来、民生児童委員の活動上の負担の軽減について、市町村、市町村民児協で、それぞれに検討や取り組みをお願いしている。そうした工夫を積み重ね、委員の負担が過重にならないよう努めていきたい。	年度内に民生児童委員活動に関する事例集を印刷し、民生児童委員のほか市町村へも配布する。	地域福祉課
8	04県央	01_地域福祉施策	01_民生委員	救急搬送時等の民生委員随同行への費用弁償について	独居高齢者の救急搬送時に、医療機関、消防から民生委員の随行を求められたり、手術・入院の手続きを依頼されたりすることがある。 そういう場合、公務として民生委員への費用弁償ができないものか	救急搬送の随行は、民生委員本来の業務（公務）ではないが、他に同行できる方がいない場合など、地域の事情や本人の状況に鑑みて、こうした判断がなされており、非常に難しい問題と認識している。 民生委員に限らず、自治会の役員など様々な立場の方が同行される可能性もあることから、地域全体の課題として、同行される方の負担が軽減されるよう、地域での支援体制について検討される必要があると考えている。 県としては、地域の実情に沿った有効な対応策がとられ、民生委員の活動上の負担軽減が図られるよう、市町村の取り組み事例を広く紹介するなどにより支援していきたい。	年度内に民生児童委員活動に関する事例集を印刷し、民生児童委員のほか市町村へも配布する。	地域福祉課
9	05浜田	01_地域福祉施策	01_民生委員	民生児童委員の現状定数堅持について	民生児童委員の配置基準については、すでに浜田市民児協事務局から現状定数を維持するよう市や県に対し、申し入れされていると認識しているが、高齢者が多ければ多いほど民生児童委員の負担は多く、しかも隣から隣の距離が遠く、町場の密集地とはまた違った苦労も多いことを報告し、更に認識を深めていただき、特段の配慮のもと現状定数の堅持についてお願いします。	地域福祉の推進にとって民生委員の果たされる役割は非常に大きいと認識しており、地域の実情や、市町村の考えを十分に聞きいたうえて、すべての地域で福祉活動が円滑に行われるよう、真に必要な委員数、民生児童委員協議会数は確保していきたいと考えている	民生委員の定数算出のための基準について島根県の実態に即した形に改め、これをもとに各市町村と協議の上、必要な定数を決定した。	地域福祉課
10	05浜田	01_地域福祉施策	01_民生委員	民生委員のあり方検討会における情報ガイドライン作成について	民生児童委員のあり方に関する検討会について、民生委員の定数の問題、仕事の負担軽減の問題、情報に関するガイドラインの策定が柱であり、昨年この圏域公聴会では3点が活字として出ているが、今年は二つだけ。 軽減等の等の中にこの情報ガイドラインの策定が入っているのか	個人情報の提供について改善を図っているということが含まれている	民生委員が個人情報を取り扱う場合の留意点を県においてとりまとめ、提供する。	地域福祉課
11	05浜田	01_地域福祉施策	02_地域福祉活動	支え合う地域社会の実現について	地域福祉課の主要課題に、支え合う地域社会の実現があり、対応方針に住民のネットワークづくりなど地域を支える体制づくりというのが書かれているが、限界集落を超えて崩壊集落という現状の中で、支える者もないという非常に厳しい状況にある。 県はこれらに対応した考え方をどのように、またどういう体制で取り組んでいけるのか、	島根流安心生活創造プロジェクト推進事業という補助金を使い、県社協、市町村社協と連携をしながら、自治会等の小地域での福祉活動組織の立ち上げ支援など助成をしているが、人材の育成ということが今後の課題と考えている。 地域社会の状況を踏まえ、県並びに市町村・関係団体と協力をしながら、地域での支え合いの体制ができるように知恵を出しながら今後もやっていきたい	しまね流安心生活創造プロジェクト事業において、数多くの地域で見守り、支え合い活動が形成されたところ。平成25年度以降は、さらに多くの地域で活動が立ち上がるよう、市町村社協を中心としたチームによる支援に取り組む。	地域福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
12	05浜田	01_地域福祉施策	02_地域福祉活動	新たな共助の仕組みについて	<p>中山間地域では、後継者のいないという地域の中で80歳、90歳になっても現役で農地を守っていかなければならない。あるいは耕地を守っていかなければならないという現状の中で、社会参加というのは言葉としてはあるが、社会参加ということは難しい現状の中にある。そういった中で、新たな共助の仕組みというのは大変重要な項目だと思っているが、この新たな共助の仕組みというのをどういうかたちで考えているか。</p>	<p>新たな共助の仕組みづくりについて、今まで高齢者は支えられる側という意識が強かったと思うが、地域を支えていくのだと、自ら地域の担い手となって学ぶというような意識改革も図りながら仕組みも作っていかうとするもの。 本当に厳しいところでは、高齢者だけでは地域を支えることができないというところも出てくると思っている。 商工の施策で移動販売をしているところもあり、そういったほかの施策と連携しながらいろいろ施策を打っていかないといけないと思っており、高齢者福祉課としては、まずは、高齢者の方がなるべく元気で地域を支えてもらうような仕組みに取り組んでいきたい。</p>	<p>平成25年度も引き続き新たな共助の仕組みづくり推進事業に取り組んでいく。</p>	高齢者福祉課
13	07隠岐	01_地域福祉施策	02_地域福祉活動	日常生活自立支援事業の今後の取組について	<p>日常生活自立支援事業について基幹的社協として実施しているが、今回、別途町村の方でも実施に向け取り組んでいる。 現在、隠岐圏域全体で、利用者29名、申請手続き中2名、相談中1名とだんだん増えている状態ではあるが、島前圏域での利用は2名だけで、支援者は地元の生活支援員が行っている状況。 仮に島前圏域ではなく各市町村で実施する場合においても基本的には大きく関わることはないと思っているが、こういう状況も踏まえ、来年度以降の取組みがどうなるか、大きな変化がないようにお願いしたい。</p>	<p>この事業については、現在、江津を除いた7市と隠岐の島町、海士町の九つの社協が取り組んでいる。 平成25年度から全19市町村社協でできるよう、今年度を準備期間と位置付け、県社協と一緒に話をしているところ。</p>	<p>平成25年度からすべての市町村社協に専門員を配置し、県内において等しく制度を実施できる体制を整備。</p>	地域福祉課
14	03出雲	01_地域福祉施策	04_その他	法人許認可等権限委譲に伴う支援について	<p>社会福祉法人の所管庁が県から市へ移り、法人の許認可や指導監査事務を市が担うことになるが、移管後も事務が円滑に進められるよう支援を要望する</p>	<p>平成25年度からの市への社会福祉法人の認可や指導監査等の事務権限の移管にあたっては、移管後の事務が適切に実施されるよう、遺漏のないよう対応していくこととしている。 円滑な事務移管に向け、情報交換や協議を行ため、市と県で組織する「社会福祉法人所轄庁（移行準備）連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）」を設置した。今後は、この連絡協議会において、移管に向けた諸準備や平成25年度以降の県と市との連携体制のあり方などについて、継続的に協議、調整等を行い、実務研修についても実施していくこととしている。</p>	<p>平成25年度以降も所轄庁連絡協議会により県と8市で、法人運営指導の在り方、認可事務や監査指導等について意見交換を行うとともに、市が行う法人監査と県が行う施設監査を同時に行うこと等により、監査の効果が高まるよう努めていく。</p>	地域福祉課
15	06益田	01_地域福祉施策	04_その他	法人許認可等権限委譲後の市への支援について	<p>平成25年4月から社会福祉法人の所管庁が県から市に移り、法人の許認可や指導監督事務を市が行うことになる。 円滑な移管に向けて配慮いただいているが、移行後も一定の間、市への指導並びに8市の連携の場の確保について支援をお願いしたい。</p>	<p>移管後についても、法人運営の指導や指導監査で一定のノウハウを有する県として、助言や情報提供などの支援を行っていく考え。 なお、市への支援の方法また支援体制のあり方については、市からの要望、意見も聞き検討していくこととしている。 要望のあった連携の場については、8市と県が認可・指導の進め方等について、相互に情報交換や協議・研修を行う「社会福祉法人所轄庁連絡協議会」（事務局：県）を7月に設置した。 今後、社会福祉法人の指導監督にあたって、この連絡協議会を活用し、各市と県が連携して適切に対応していくこととしている。</p>	<p>平成25年度以降も所轄庁連絡協議会により県と8市で、法人運営指導の在り方、認可事務や監査指導等について意見交換を行うとともに、市が行う法人監査と県が行う施設監査を同時に行うこと等により、監査の効果が高まるよう努めていく。</p>	地域福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	回答の概要	その後の措置状況	担当課
16	07隠岐	01_地域福祉施策	04_その他	生保受給について	生活保護受給をめぐる実態の正否が社会問題化しており、隠岐地区でも首を傾けたいくなる実例がある。	<p>生活保護は、国がその責任において、生活に困窮するすべての国民に対しその最低限度の生活を保障する制度であり、保護が必要な人に適切な保護が行わなければならないことは言うまでもないが、その一方で、国民から信頼される制度として、適正に運用されることが求められている。</p> <p>県としては、生活保護の実施機関である市町村の福祉事務所において、適切かつ適正な保護が実施されるよう、福祉事務所のケースワーカー等を対象とした研修会を開催するとともに、支援スタッフを配置し、町村福祉事務所に対する支援を行っているところ。</p> <p>また、毎年1回、事務監査を実施し、各福祉事務所における生活保護の実施状況を確認し、必要な指導・助言を行っている。今後とも、生活保護が適切かつ適正に実施されるよう、福祉事務所に対する支援、指導に努める。</p>	平成25年度以降も所轄庁連絡協議会により県と8市で、法人運営指導の在り方、認可事務や監査指導等について意見交換を行うとともに、市が行う法人監査と県が行う施設監査を同時に行うこと等により、監査の効果が高まるよう努めていく。	地域福祉課
17	07隠岐	01_地域福祉施策	04_その他	福祉車両の助成について	共同募金や赤い羽根募金などで車が寄贈されているが、隠岐の立地条件（運搬費用など経費がかかること等）から車の更新が難しいため、寄贈される車が一台でも多く頂きたいと思っている。配分はどのように決められているのか教えて欲しい。	<p>車両の助成については、助成する団体のそれぞれの考え方があり、県でそれを決めるということは難しい。</p> <p>一般的な助成の手続きとしては、市町村から県に推薦がされ、県から団体に推薦する。その推薦をする際に今の離島の特殊性等をきちんと説明をしていくことになる。</p>	回答のとおり	高齢者福祉課